

小牧市消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準に関する要綱

平成25年3月22日  
24小消第204号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 消防水利（第3条—14条）
- 第3章 消防活動用空地（第15条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防活動の円滑な遂行と市民を火災から守るため、市内において宅地造成事業、住宅建設事業又は中高層建築物建設事業を行う者（以下「開発者」という。）に対して、消防水利及び消防活動用空地の設置及び確保に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地造成事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を行う事業をいう。
- (2) 住宅建設事業 戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿を建設する事業をいう。
- (3) 中高層建築物建設事業 地上高10メートルを超える建築物を建設する事業をいう。
- (4) 消防水利 消火栓、防火水槽又はプールをいう。
- (5) 消防活動用空地 消防車両が消防活動を行うための区域をいう。
- (6) 非常用進入口等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6に規定する非常用の進入口

イ 建築基準法施行令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部で、アに規定するものに代わるもの

ウ 消防隊が有効に進入することができる構造を有するバルコニー又

は開口部

## 第2章 消防水利

(消防水利の設置)

第3条 住宅建設事業で敷地面積が1,000平方メートル以上のもの又は計画戸数が15戸以上のものには、消防水利を設置するものとする。

2 宅地造成事業(住宅建設事業を除く。)で敷地面積が7,000平方メートル以上のものには、消防水利を設置するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、宅地造成事業で、敷地面積が10,000平方メートル以上のもの又は住宅建設事業で計画戸数が50戸以上(中高層建築物建設事業においては、計画戸数が100戸以上)のものには、防火水槽を1以上設けるものとし、敷地面積が10,000平方メートル又は計画戸数が50戸以上(中高層建築物建設事業においては、計画戸数が100戸以上)増すごとに1を加えるものとする。

4 同一の開発者(系列法人等を含む。)が連続して2年以内に宅地造成事業、住宅建設事業又は中高層建築物建設事業を当該事業施工区域内及び隣接地で着手する場合において、敷地面積の合計又は計画戸数の合計が前3項に規定する敷地面積又は計画戸数に達するときは、消防水利を設置するものとする。

5 前各項の規定に該当する場合で、消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項の規定により消防用水を設置する場合は、その設置をもって消防水利の設置に代えるものとする。

(消防水利の給水能力)

第4条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

(消防水利の配置)

第5条 第3条の規定により消防水利を設置する区域内においては、当該区域内のいずれの地点からも消防水利(市が設置した消防水利を含む。)に至るまでの距離が、次の表の用途地域の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表消防水利までの距離の欄に掲げる値以下となるようにしなければならない。

用途地域	消防水利までの距離
近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域	100m
その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120m

(消防水利の設置比率)

第6条 新たに設置する消防水利は、当該設置する消防水利の総数を3で除して得た数(小数点以下は、切り捨てる。)以上を防火水槽とするものとする。

(消火栓の基準)

第7条 消火栓は、呼称65ミリメートルの口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配水管に取り付けなければならない。ただし、配水本管が直径150ミリメートル以上で次の各号のいずれにも該当する場合は、直径75ミリメートル以上の配水管に取り付けることができる。

(1) 配水管の管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合で、管網の一辺に設置する消火栓の数が2以内の場合

(2) 配水管が枝状配管である場合で、設置する消火栓の数が1の場合

2 消火栓は、地下式とする。

3 消火栓の蓋は、市が指定するものとする。

(消火栓の設置場所等)

第8条 消火栓を設置する者(以下「消火栓設置者」という。)は、消火栓を設置する場所を事前に消防署及び水道事業管理者(小牧市水道事業及び下水道事業の設置に関する条例(昭和42年小牧市条例第18号)第4条第2項の水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)と協議し、水道事業管理者の許可を受けた後でなければ設置することができない。

2 消火栓の設置場所は、原則として公道とする。

(消火栓の標識)

第9条 消火栓設置者は、消火栓の近傍に、消防水利標識(別図1)を設置するものとする。ただし、消火栓の設置場所を容易に視認できる場合は、消防水利標識の設置を免除することができる。

- 2 消火栓設置者が消火栓の所有を市に移管する場合は、消防署が支給する消防水利標識板を当該消火栓近傍に設置するものとする。
- 3 消防水利標識を公道に設置する場合は、事前に当該道路の管理者と協議するものとする。

(消火栓の完成検査)

第10条 消火栓設置者は、消火栓を設置したときは、消防水利の完成検査届出書(様式第1)を消防署長に提出し、検査を受けなければならない。

(防火水槽の設置場所)

第11条 防火水槽を設置する者(以下「防火水槽設置者」という。)は、防火水槽を設置する場所を事前に消防署と協議するものとする。この場合において、公園内に設置する場合は、消防署及び当該公園の管理者と協議するものとする。

- 2 防火水槽設置者が防火水槽を市に移管する場合は、消防総務課と協議するものとする。
- 3 防火水槽の設置場所は、原則として幅員4.5メートル以上の道路に面し、かつ、消防車が容易に接近できる場所とする。
- 4 建築物の付近に防火水槽を設置するときは、当該建築物と適切な距離を確保するものとする。

(防火水槽の構造)

第12条 防火水槽は、原則として日本産業規格に定める要求事項に基づき認証業務を行う第三者機関が認定した二次製品耐震性貯水槽又はこれと同等の耐震性を有する防火水槽とするものとする。

- 2 地下式の防火水槽を設置する場合は、設置場所における耐荷重を考慮するものとする。
- 3 消防車両等の吸管投入口は、道路から3メートル以内に設置するものとする。
- 4 消防車両等の吸管投入口の蓋は、別図2によるものとする。
- 5 防火水槽には、原則として補水口を設けるものとする。ただし、常に満水状態を維持できる手段が他にある場合は、この限りでない。
- 6 採水口等の構造は、次のとおりとする。

(1) 防火水槽と接続する吸水管は単独配管とすること。

- (2) 吸水管の直径は75ミリメートル以上とし、空気だまりのできないものとする。
- (3) 採水口は75ミリメートルツノ付きメスネジ結合金具とし、先端には覆冠を取り付けること。
- (4) 防火水槽内に設ける吸水口には、ろ過装置（ストレーナー）を取り付けること。
- (5) 採水口の高さは、地表面から0.5メートル以上1メートル以下とすること。
- (6) 採水口は防火水槽から15メートル以内の距離に設けるものとする。
- (7) 採水口の近傍には、「防火水槽（採水口）」の表示を設けること。  
（防火水槽の標識等）

第13条 第9条及び第10条の規定は、防火水槽に準用する。

（プールへの適用）

第14条 学校等は、プール（常時貯水量が40立方メートル以上のものに限る。）を消防水利とすることができる。ただし、第12条第6項に準じた採水口を設けなければならない。

### 第3章 消防活動用空地

（消防活動用空地の設置対象）

第15条 3階以上（地階を除く。）の中高層建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、消防活動用空地（以下「活動用空地」という。）を設置するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築主の土地の敷地内にある道路、通路その他の空地を使用し、中高層建築物の最上階の非常用進入口等に、消防車両に積載する三連はしごが地上から架梯<sup>てい</sup>角度75度で架梯できる建築物である場合
- (2) 看板、エレベーター機械室等を除くと地上高が10メートルを超えない建築物である場合
- (3) 個人の専用住宅である場合
- (4) 中高層建築物の位置、構造又は周囲の状況から判断して、活動用空地を設置しなくても消防活動が有効にできると認められる場合  
（活動用空地の設置場所）

第16条 活動用空地は、次に掲げる条件を満たすものとし、事前に消防署と設置場所について協議するものとする。

(1) 原則として自己の敷地内に設けること。ただし、はしご付き消防自動車（以下「はしご車」という。）が活動できる幅員6メートル以上の公道に面し、かつ、次号から第4号まで及び次条の条件を満たす場合は、この限りでない。

(2) 活動用空地は、非常用進入口等の下方地盤に設置すること。

(3) 活動用空地の設置間隔は、原則として40メートル以下とし、消防活動が有効にできる位置とすること。

(4) 活動用空地の設置間隔は、消防活動用空地の設置基本図（別図3）のとおりとすること。

（活動用空地の構造等）

第17条 活動用空地の構造及び活動用空地に係る制限は、次のとおりとする。

(1) 短辺6メートル以上、長辺12メートル以上とする。

(2) 地盤は、はしご車の総重量22トンに耐え、かつ、地盤支持力がジャッキ荷重に耐え得る舗装とする。

(3) 前号の舗装は、コンクリート、アスファルト又はインターロッキングブロックとする。

(4) 縦断勾配及び横断勾配は、5パーセント以下とする。

(5) 設置場所に応じて、活動用空地の短辺側2メートル以内に、はしご車の作業姿勢の障害となる駐車場及び高さ1.5メートル以上の樹木、工作物等を設けないこと。

(6) 活動用空地及びその周辺の上空には、はしご車の伸梯及び旋回操作に支障となる架空線等を設けないこと。

(7) 活動用空地の地下には、原則としてガス管、水道管、側溝、マンホール等の工作物を埋設しないこと。

（消防車両の進入路基準）

第18条 消防車両の活動用空地への進入路は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 地盤は、前条第2号及び第3号の基準を満たすこと。

(2) 公道から活動用空地までの進入路は、自己の敷地内で確保すること。

- (3) 進入路の最小幅員は、4.5メートルとし、活動用空地に接続するものとする。
- (4) 進入路の縦断勾配及び横断勾配は、10パーセント以下とする。
- (5) 進入路ではしご車が旋回するために隅切りが必要な場合は、別表1に規定する値によるものとする。
- (6) 進入路にくぐりを設ける場合は、容易に開放できるもの又は幅4.5メートル以上及び高さ4.5メートル以上とする。
- (7) 進入路の周辺には、消防車両の進入に支障となるものを設けないものとする。

(活動用空地の標示等)

第19条 活動用空地の標示は、消防活動用空地の規制標示詳細図(別図4)又は消防活動用空地の標示図(別図5)とし、標識は、消防活動用空地の規制標識詳細図(別図6)とする。

(活動用空地等の完成検査)

第20条 建築主は、活動用空地及び消防車両の進入路の完成後、消防活動用空地の完成検査届出書(様式第2)を消防署長に提出し、検査を受けなければならない。

#### 第4章 雑則

(消防水利及び活動用空地の維持管理)

第21条 消防水利及び活動用空地の所有者及び管理者は、消防水利及び活動用空地を常に良好な状態で管理し、この要綱の規定に適合するよう維持管理に努めなければならない。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(小牧市宅地開発及び中高層建築物に関する消防水利等指導要綱細則の廃止)

2 小牧市宅地開発及び中高層建築物に関する消防水利等指導要綱細則(平成5年4月1日施行)は廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

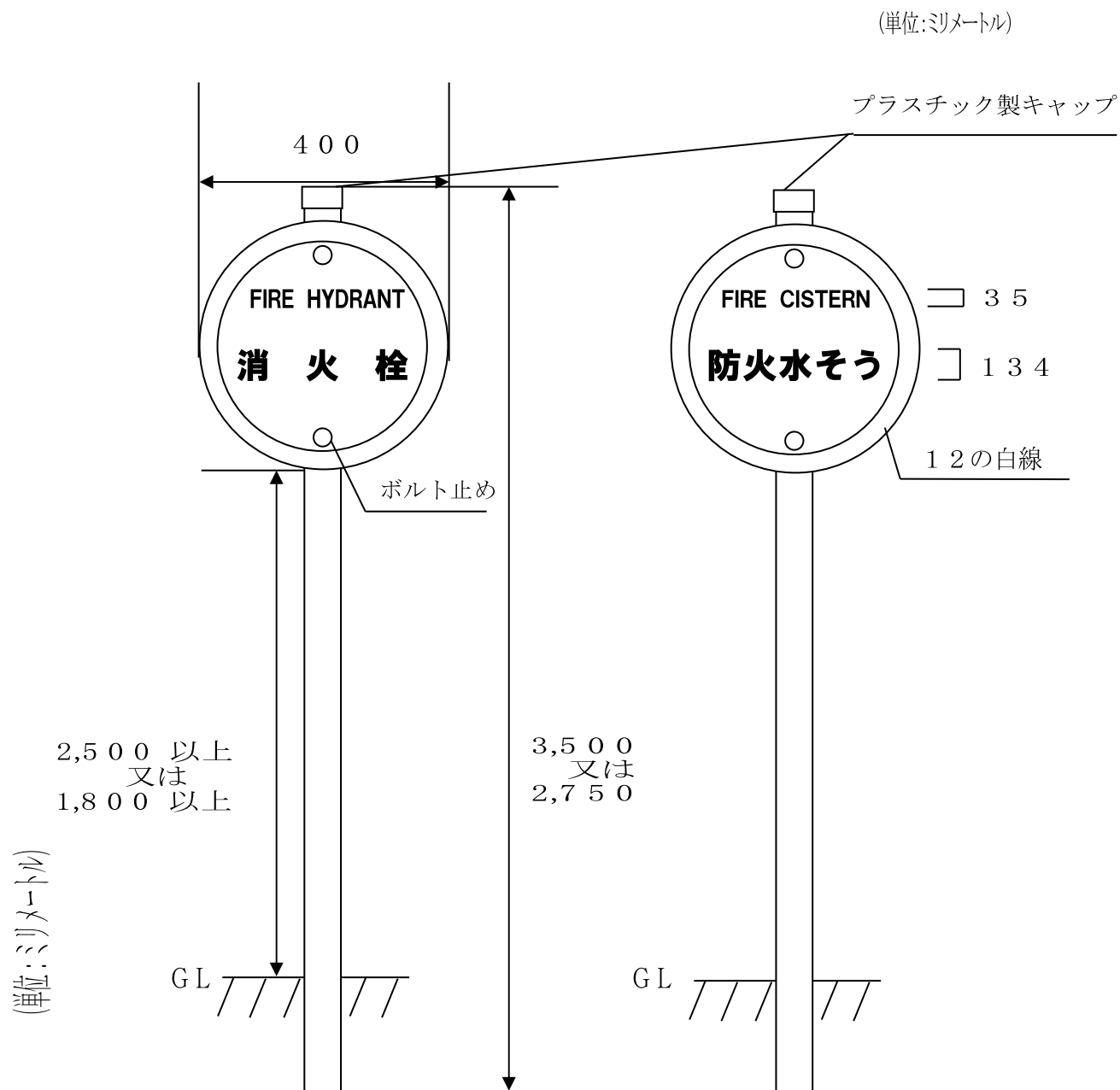
附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている消防水利及び消防活動用空地の設置等の基準の適用については、なお従前の例による。



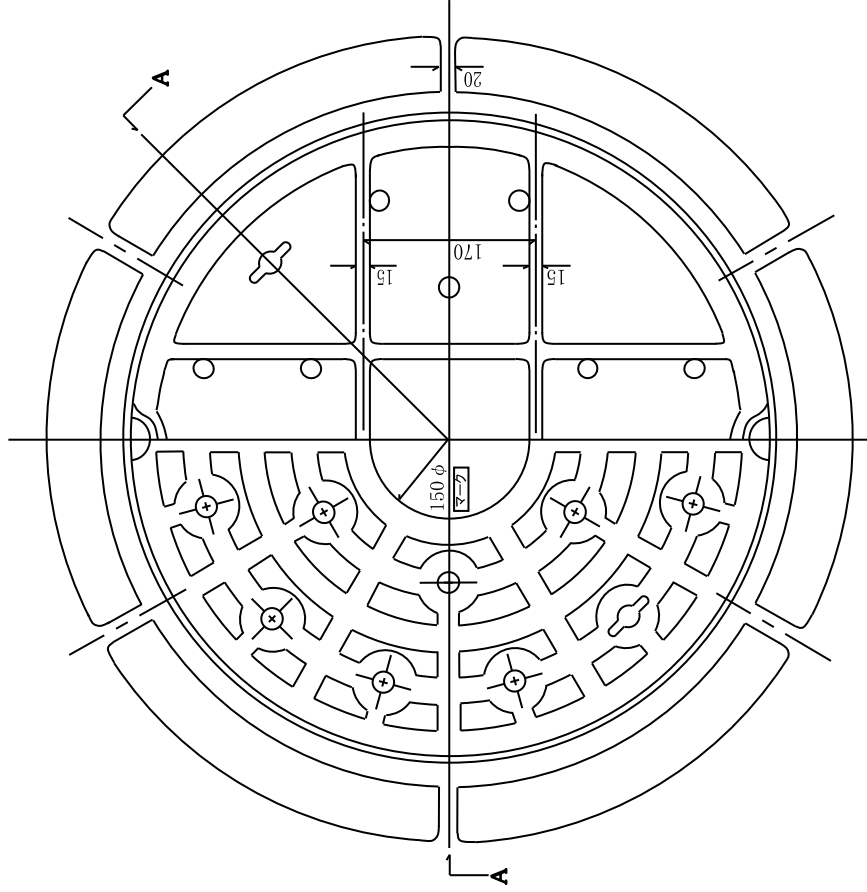
別図 1 (第 9 条及び第 13 条関係)

## 消防水利標識



- 参考
- 1 標識は、アルミ製で赤地に白文字とする。
  - 2 標識の柱は、口径50.8ミリメートル、厚み1.6ミリメートル以上とする。
  - 3 道路に設置する時は、長さ3,500ミリメートルの標識の柱を使用し、地盤面から標識下部までの高さを2,500ミリメートル以上とする。
  - 4 空地に設置する時は、長さ2,750ミリメートルの標識の柱を使用し、地盤面から標識板下部までの高さを1,800ミリメートル以上とする。

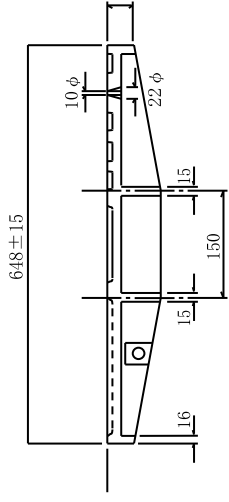
別図2 (第12条関係)  
吸管投入口蓋



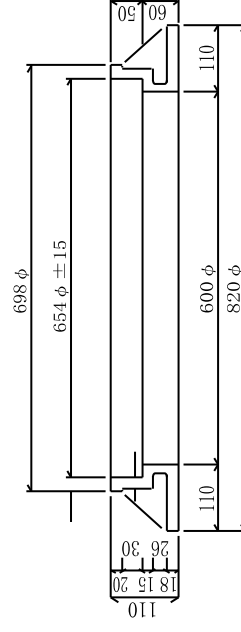
平面図 1/5

特記

- 1 ガス穴なし。
- 2 くさり付。

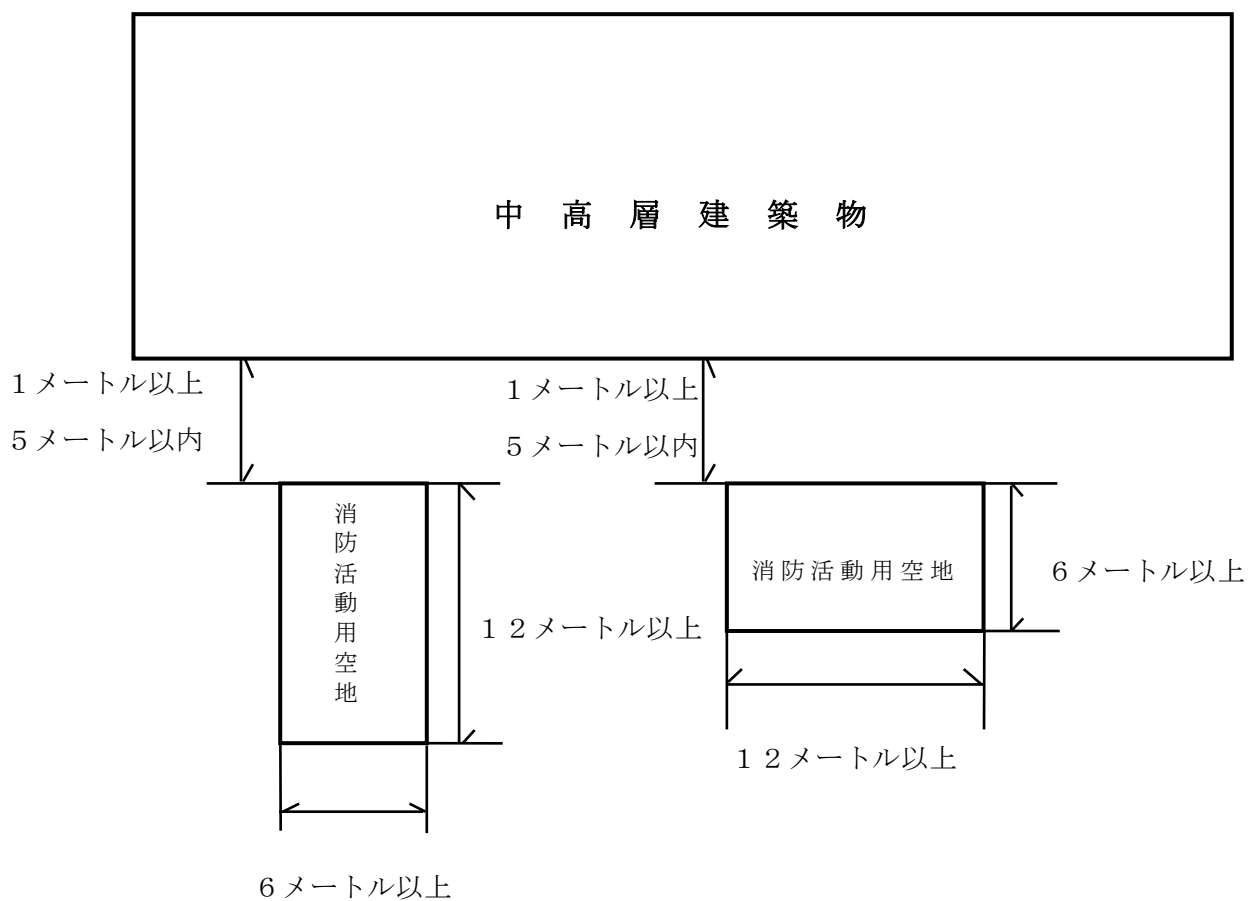


フタ A~A断面図 1/8



ワケ A~A断面図 1/8

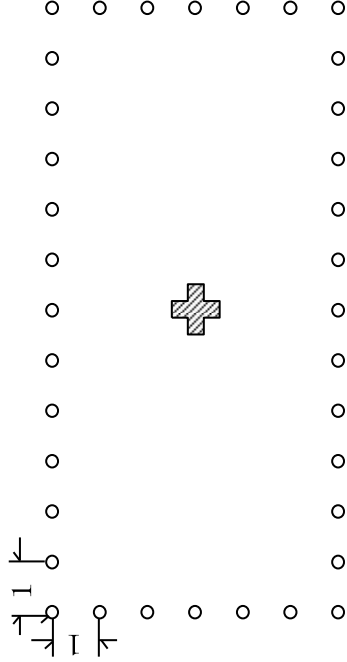
### 消防活動用空地の設置基本図



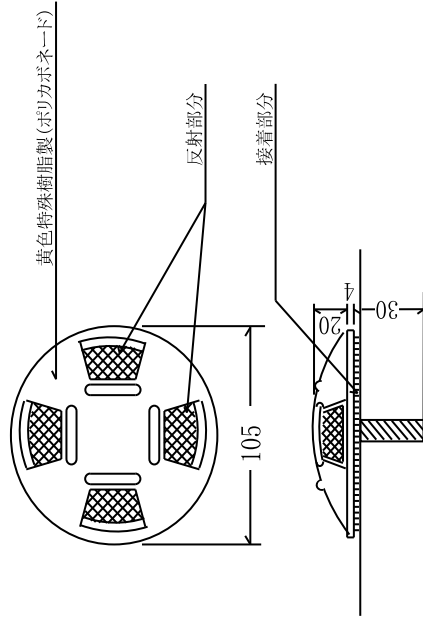
別図4 (第19条関係)

消防活動用空地の規制標示詳細図

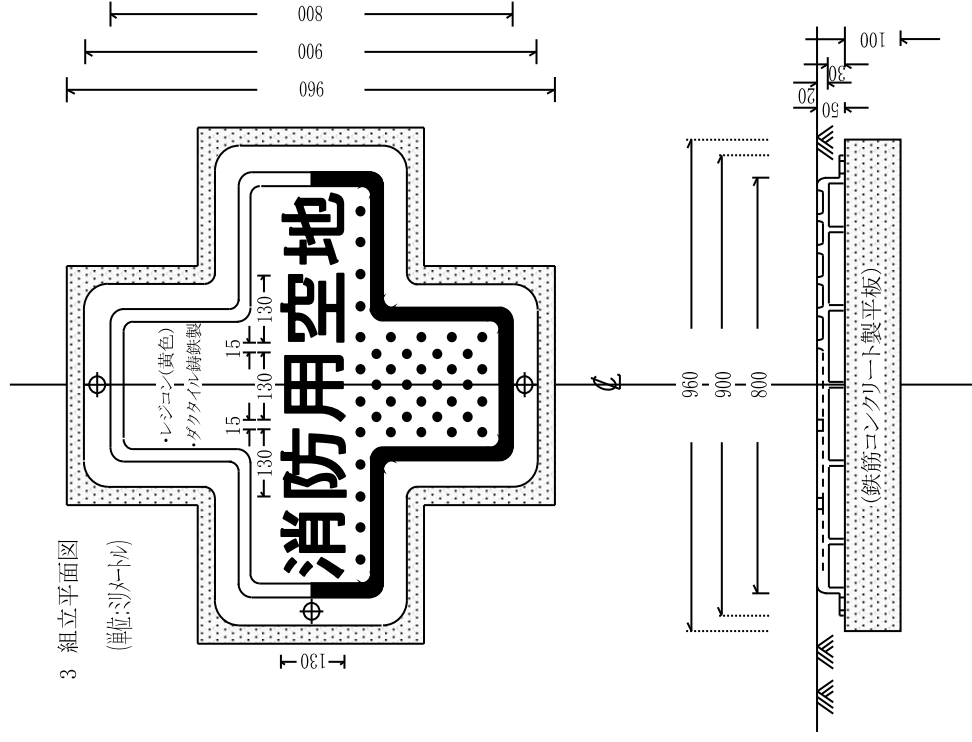
1 配置図 (単位:メートル)



2 構造図 (単位:メートル)

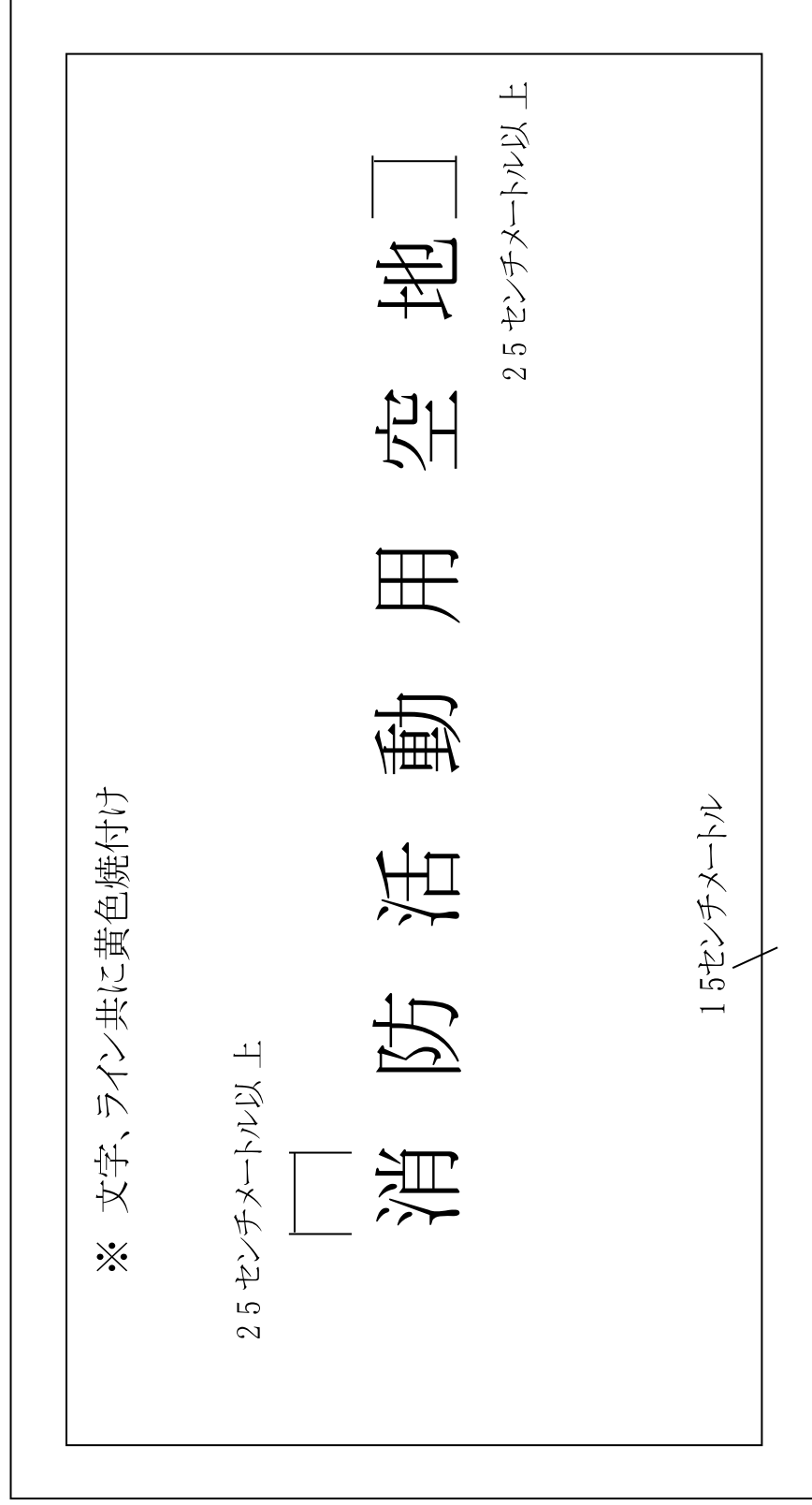


3 組立平面図 (単位:メートル)



別図5 (第19条関係)

消防活動用空地の標示図

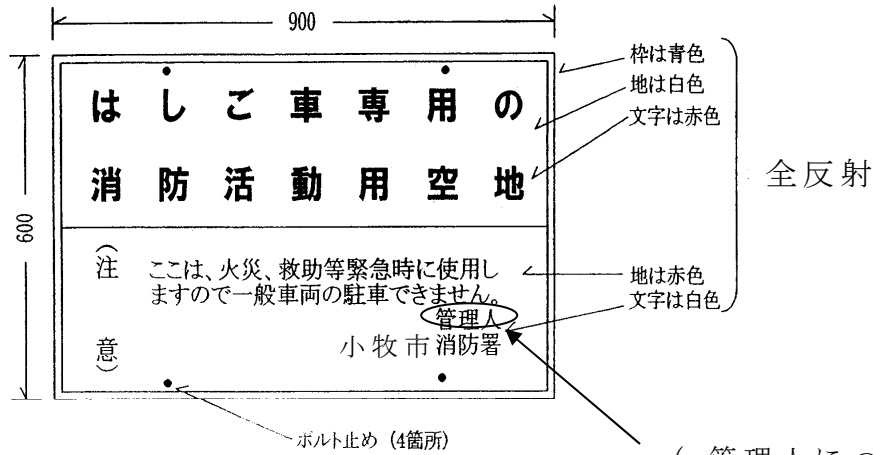


別図6 (第19条関係)

消防活動用空地の規制標識詳細図

(単位：ミリメートル)

1 標識板

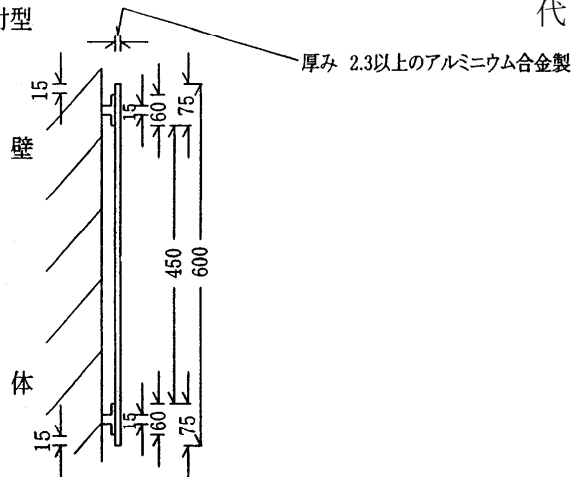


( 管理人について )

マンション・事業所名・

代表者等を記載

2 壁体取付型



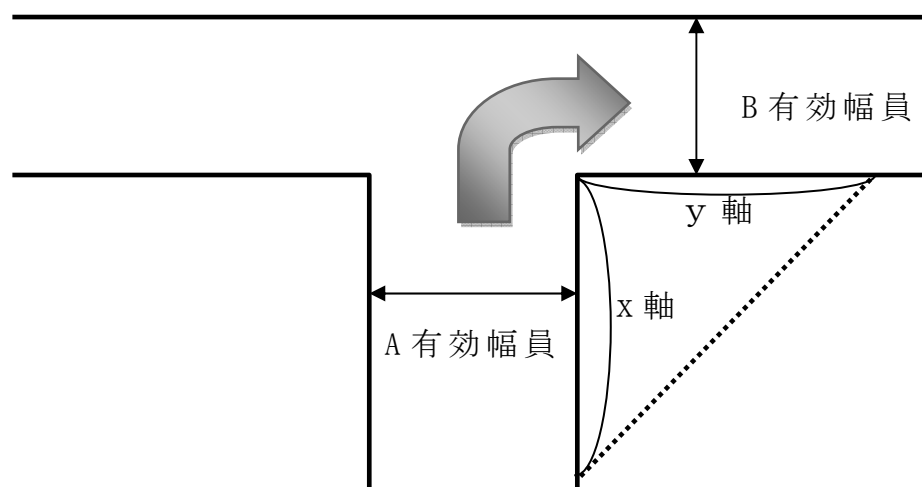
3 支柱取付型 (支柱2本による取付、詳細図省略)

別表 1 (第 18 条関係)

はしご車進入路隅切り値 (単位:メートル)

A有効幅員	B有効幅員	x 軸	y 軸
4.5	4.5	2.9	8.5
	5.0	2.5	4.7
	5.5	3.1	2.2
	6.0	2.2	1.6
5.0	4.5	2.2	8.0
	5.0	1.7	4.5
	5.5	2.0	1.7
	6.0	1.5	1.1
5.5	4.5	1.9	7.5
	5.0	1.1	4.5
	5.5	1.2	1.2
	6.0	0.7	0.6
6.0	4.5	1.6	7.0
	5.0	0.7	4.5
	5.5	0.7	0.7
	6.0	0.5	0.5

この数値は、40メートル級のはしご車の諸元に基づき軌跡を画いて求めた数値である。



※ 進行方向は、A有効幅員からB有効幅員とする。

様式第1（第10条関係）

年 月 日

消防水利の完成検査届出書

（宛先）小牧市消防署長

届出者 住所  
氏名

下記のとおり、消防水利を設置したので届け出ます。

記

開発概要	施工地の地名番地			
	開発地の名称			
	敷地面積	㎡		
	宅地区画数・戸数			
工事期間		着手	年 月 日	
		完了	年 月 日	
消防水利	道路幅員	m		
	消火栓	mm 基		
	防火水槽	㎥	箇所	専用用地 ㎡
	プール	㎥ 箇所		
	添付書類	付近見取図	位置図	建物平面図 防火水槽等構造図
担当者及び連絡先		電話番号		
※ 受付欄			※ 経過欄	

※印の欄については、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。



様式第2（第20条関係）

年 月 日

消防活動用空地の完成検査届出書

（宛先）小牧市消防署長

届出者 住所  
氏名

下記のとおり、消防活動用空地を設置したので届け出ます。

記

開 発 概 要	施工地の地名番地	
	開発地の名称	
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	建築面積	m <sup>2</sup>
	階数（高さ）・戸数	階（ m ） 戸
工 事 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日	
消防活動用空地	箇所	
構内通路幅員	m	
消防活動用空地面積	m <sup>2</sup> m × m	
添 付 書 類	付近見取図 位置図 建物平面図 建物立面図	
担当者名及び連絡先	電話番号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

※印の欄については、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。